

国民生活審議会第12回消費者政策部会・第7回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

1. 日 時 平成21年1月28日(水) 10:00~12:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

(消費者政策部会委員) 松本部長、岡田委員、神田委員、齋藤(憲)委員、齋藤(ひ)委員、佐野委員、沢田委員、品川委員、中名生委員、西村委員、早川委員、原(ま)委員、三木委員、水巻委員、吉岡委員

(消費者安全に関する検討委員会委員) 升田委員長、青木委員、東委員、大前委員、加来委員、越山委員、島野委員、中川委員、中村委員、原(早)委員、古田委員、向殿委員、望月委員

(事務局) 野田特命担当大臣、田中国民生活局長、堀田大臣官房審議官、岡田大臣官房審議官、川辺国民生活局消費者企画課長、成田国民生活局企画課長、野村国民生活局消費者安全課長、山田国民生活局消費者安全課企画官、内島国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、加納国民生活局消費者団体訴訟室長、甘利国民生活局消費者行政推進室長、川口内閣官房一元化準備室内閣参事官

(1) 「消費者庁発足に向けて」について

内閣官房より、資料1-1「消費者庁創設後の消費者行政のイメージ」、資料1-2「消費者庁関連3法案の関係について」、資料1-3「消費者庁関連3法案のポイントについて」、資料2-1「消費者庁組織図(案)」に基づき説明を行った。続いて、内閣府より資料2-2「消費者庁関連予算の概要」、資料3「内閣府における先行的取組について」に基づき説明を行った。委員から以下のような意見等があった。

- 消費者庁において、国際関係に対してはどのような体制で対応するのか。
→ 課の分掌の詳細はまだ決まっていないが、司令塔部門で国際担当の専門的に携わる者を配置する予定。
- 現在、自民党に消費者教育に関するワーキングチームが設置され、検討が行われているところだが、消費者庁の組織図案をみると、事業者に対する規制が念頭に置かれており、消費者教育の観点がないがしろになっているという印象。消費者教育の強化策を明確にしてもらいたい。
→ 消費者庁は全体で204名となっており、現在の国民生活局よりも充実した人員である。消費者庁において、消費者に身近な法律を横断的に所管し、企画・立案する必

要があれば、日常的な執行とは別の体制を敷き、対応することとなる。

- 2次補正予算の地方消費者行政活性化のための基金について、基金が活用できるのは3年間だけであるが、4年後以降はどうするのか。
 - 基金を活用した事業は相談体制の強化のため、集中的な支援を行うというものである。基金とは別に、地方交付税の拡充を行うこととなっている。

- 基金を相談員の人件費に活用することができないというのは、相談員の数が足りない現状を考えると使いづらい。また、2次補正予算ということで、年度内に執行しなければならないのに、全地方自治体で基金を活用することはできるのか懸念がある。
 - 地方交付税により担保することが可能。基金を使って、まずは相談員の養成やレベルアップなどが重要な課題であると認識。自治体には今年度中に条例等を策定いただき、基金を3年間活用していただく。基金とした理由は、地方自治体の実情に合わせて柔軟に活用することができることである。

- 基金を人件費に使えないと、箱はあっても人がいないということになる。相談員の報酬は、業務のレベルに対して報酬が低い。

- 消費者教育について、縦割りで検討をしても効率的でない。「消費者教育」、「法教育」、国民生活白書に記載の「消費者市民教育」などがあるが、これらを連携して実施していくべきではないか。

- 消費者庁の発足をきっかけに統合的な消費者教育を実施すべきではないか。

- 消費者教育に関する教材はいろいろあるが、きちんと活用されていないのが問題。マルチ商法のパンフレットについて、配布の方法、取扱いの指示などはどのようなになっているのか。
 - マルチ商法は、若い人の被害が多いためわかりやすいものを作成した。すべての高校に2月～3月にかけて配布予定。

- 消費者に対し、消費者教育の教材などについて、どこにどのようなものがあるのかを周知する必要があり、そのための効果的な方法を考えるべきではないか。
 - できるだけ一元的に消費者教育を行っていく必要があることは認識。消費者庁でできるだけ一元的に行っていく必要があると思うので、お知恵をお借りしたい。

(2) 「消費者安全に関する検討委員会からの報告」について

資料4に基づき、消費者安全に関する検討委員会の審議状況について升田委員長より報告するとともに、事務局より事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築及びリコール促進の取組み強化に関する整理状況を報告。委員から以下のような意見等があった。

- 事故情報データバンクへの国民からの自主的な書き込みについて、積極的な書き込みを誘導するような策は検討されているのか。
 - 誘導策については具体的な意見は出ていないが、国民が使いやすいようにという点から検討を進めている。

- 医療機関、消防、警察との情報共有について、今までこれらの情報が十分に集まらなかったことが課題であると考えているところ、論点整理案には、留意事項として記載されているが、どのような検討状況なのか。
 - 当面、消防、警察については、現行の消費者安全情報総括官制度を活用し、医療機関については、事故情報分析ネットワークへの参加を募ることで検討を進めており、これらの取組みを進めながら、さらに緊密化を図っていく。

- 消費者庁の設置にあたり新しい視点で取り組むことが必要であり、警察や消防との情報共有など、これまでの限界を超える形のまとめが必要ではないか。
- 医療機関、消防、警察も自主的に事故情報データバンクに登録するようにさせることは容易にできるのではないか。
 - 警察、消防の情報についてはそれぞれに保護法益があるなどの検討課題があり、現在の整理案となっている。

- 事故情報データバンクについては、消費者からの一次情報の登録に加え、医療機関、警察・消防を含め各省庁が有している二次情報を統合することが重要ではないか。

- 情報の一元化に関し、企業が有する情報や内部告発などの取り扱いはどのようになるのか。
 - データバンクは、広く国民一般からの情報を対象としており企業等の情報も対象となる。
 - 内部告発について、公益通報者保護法は29本の法律を所管する消費者庁に移管され、かなりの部分で幅広く消費者庁自らが通報先として情報を受け付けることになるとされる。また、消費者からの申し出制度も活用いただけるので、これらの制度的背景を踏まえて、委員会で御検討いただきたい。

- 情報の一元化については、単に情報を集約するというだけでなく、縦割り行政をなくすという観点が必要ではないか。
- 一元化については、当初の平成19年6月の国民生活審議会の意見の後に、消費者行政の一元化という流れで現状に至っており、データベースをどのような位置づけにするかという視点については、更に委員会で御意見をいただき検討してまいりたい。

- 食品ワーキンググループでは、今まで事故米やこんにやくゼリーなど事故が実際に発生し緊急性の高い事案を取り上げてきているが、この延長線上で、被害が生じるか明らかではないクローン牛や遺伝子組換え、残留農薬など、長期にわたって摂取した場合の安全性や安全基準などについての検討はどのようになるのか。
- 食品ワーキンググループでは、重大事案があったため、個別の対応について評価をいただくとともに未然防止の観点から御検討をいただいたが、今後、食品衛生法における安全基準への消費者庁の関わり方など、御指摘の点を含めてワーキングで議論いただいで検討を進める予定である。

- リコール促進の共通指針（案）は、本合同会議をもって確定するのか。
- 現在、パブリックコメント中であり、パブリックコメント終了後、所要の調整を終えて本年度中に確定させたいと考えている。

(3) 「消費者政策部会の今後の進め方」について

事務局より、資料5「消費者政策部会の今後の進め方」に基づき説明を行った後、委員から以下のような意見があった。

- 国民の視点立った消費者庁を発足させるために議論を進めるべきではないか。

- 消費者政策部会と検討委員会の関係だが、丁寧に部会を進めてもらいたい。消費者安全に関する検討委員会以外にも議論に関する情報を提供してもらいたい。

- 消費者庁設置に関する状況等からすると、4月下旬までに基本計画を策定することは困難と思うが、幅を持って検討するようにしてはどうか。
- 消費者基本計画は消費者庁において策定されるので、今までの議論を消費者基本計画につなげるという観点から課題を出していただくことで進めている。

- 安全委員会では食品・製品・施設を中心に議論しているが、悪徳商法等の財産被害については検討対象になっていないので、消費者政策部会で検討課題として取り上げていただきたい。

- 消費者基本計画の評価・検証結果が適時に各省庁の施策に具体的につながるよう、基本計画の策定、評価・検証時期のあり方について検討いただきたい。
→その点は既に消費者政策部会で指摘があり、今後議論していきたい。

- 安全委員会での議論には中期的な課題も含まれているので、消費者政策部会ではその点を含めて御検討いただきたい。

- 「消費者教育」というと、知識を持っていない人に教えてあげるというニュアンスにも聞こえるが、本来は消費者が自主的に意見を出して安全性の許容範囲や行政の役割などを決定すべきであり、コンセンサスのメカニズムを考えることが重要ではないか。

- 消費者市民社会の実現・確立を目指すとする、阻害要因は何か、克服するための施策は何かを検討すべきではないか。
→ 今後消費者基本計画を作る際にはどういう理念がいいのか等につき御議論いただきたい。

- 収集した情報を的確に伝えるためにどうするのか。消費者庁の部局の中に情報を専門に国民に発信する組織があるとよい。それと消費者教育が連動するのがいいのではないか。

松本部会長より、消費者安全に関する検討委員会において安全に関する個別課題も含めて御議論いただき、今春を目途に、検討結果を消費者政策部会に御報告いただくことについて提案があり、委員から了承を得た。

以上

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。